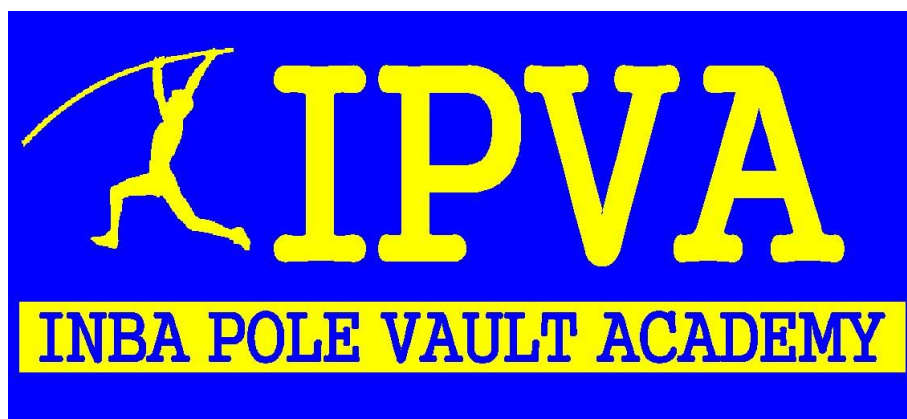


なかよし棒高教室

ガイドライン



印旛ポールヴォールトアカデミー

2026年5月1日

「なかよし棒高教室」ガイドラインについて

このガイドラインは、印旛ポールヴォールトアカデミー規約に定める事業として実施する「なかよし棒高教室」の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

印旛ポールヴォールトアカデミーが主催する「なかよし棒高教室」（以下「棒高教室」という。）は、中学校部活動の地域移行に伴い、主として棒高跳を行う中学生等の活動の場として、競技者の「心・技・体」の育成及び地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

また、棒高教室は、練習及び競技会への参加に際しては、安全（事故防止）を最優先とします。

2 基本方針

- | | |
|------|---------------------|
| 安全第一 | 安全な環境の整備、適切な指導の徹底 |
| 育成第二 | 個々の成長に合わせた指導 |
| 成績第三 | 結果よりもプロセスを重視し、挑戦を奨励 |

3 運営方針

- (1) 地域のスポーツ振興を目的とした活動
- (2) 学校・自治体及び関連スポーツ団体との連携
- (3) 会員・保護者との円滑なコミュニケーション
- (4) 運営・指導に関する継続的な改善

4 組織

棒高教室は、次の構成員で組織します。

(1) 運営スタッフ

運営スタッフとは、棒高教室の運営、企画、会計、用具の管理、連絡調整等の運營業務を担う者をいう。

(2) 指導スタッフ

ア 指導スタッフとは、棒高教室の活動において、会員に対し技術指導、指導補助、安全管理及び救護対応等を担う者をいう。

イ 指導スタッフは、運営スタッフを兼ねることができる。

(3) 会員

- ア 会員とは、棒高教室に参加し、練習又は競技活動を行う者をいう。
- イ 満18歳以上の会員（高校生を除く。）は、運営スタッフ及び指導スタッフを兼ねることができる。

(4) 会員の保護者

- ア 会員の保護者とは、満18歳に満たない会員（高校生を含む。）の保護者のことをいう。ただし、必要があると認められる場合は、満18歳以上の会員の保護者を含めることができる。
- イ 会員の保護者は、運営スタッフ及び指導スタッフを兼ねることができる。

5 会員の資格

原則として小学校3年生以上の者を対象とし、満18歳に満たない会員（高校生を含む。）については保護者の同意を得なければならない。

また、練習や競技会に参加する際は、真剣に取り組む意思を有する者とする。

なお、次のいずれかに該当する場合は、当該会員の資格を喪失させることができる。

- (1) 暴力、暴言等の不適切な行為があった場合
- (2) 活動の秩序を乱し、又は安全な運営に支障を及ぼす行為があった場合
- (3) 社会通念上不適切と認められる行為があった場合
- (4) その他、運営上不適当と認められる場合

6 活動場所

- (1) 印西市立船穂中学校 多目的運動場 (i-park : アイパーク)
千葉県印西市高花1-3
- (2) その他

7 活動内容

(1) 練習

- ア 実施日 土曜日又は日曜日、祝祭日及び長期休業日
ホームページ又はSNSで通知します。
- イ 実施時間 午前9時00分から午後12時00分まで
・季節や気象条件により、実施時間は変更します。
・小学生については、2時間を目安とします。
- ウ 技術指導 競技レベルや成長に合わせた指導

- (ア) 小学生 基礎トレーニング
 - (イ) 中学生 技術指導及び競技ルール指導
 - (ウ) 高校生・大学生 専門的な技術向上
 - (エ) 一般・社会人 健康維持、競技継続
- エ 体力・柔軟性向上トレーニング
- オ 環境整備 活動中の事故を防ぐため、活動場所及び競技用器具の整備を行う。

(2) i-parkチャレンジ (練習記録会)

競技会形式で実施し、競技者が実戦の雰囲気の中で記録を残せる場を提供します。定期的な開催（原則、各月1回）により、継続的なパフォーマンス向上を支援し、目標達成へのモチベーション維持を促します。

また、棒高教室の会員だけではなく、棒高跳に挑戦する競技者が参加できる場とし、技術の習得や競技者間との交流の機会を提供することも目的としています。

別紙「i-parkチャレンジ要項」参照

8 安全管理

(1) 安全第一の環境整備

ア 設備点検の徹底

- (ア) 運営スタッフ、指導スタッフ及び会員は、練習等の前に、ポール、マット、スタンド及びバーなどの状態を確認し、異状がないか点検する。
- (イ) 落下エリアのクッション性を確保し、衝撃吸収が適切であることを確認する。

イ 緊急時対応の準備

- (ア) 応急処置セットの常備及び救急搬送の流れを事前確認する。
- (イ) 運営スタッフ及び指導スタッフは、救護対応手順を把握し、迅速な対応を行う。

(2) 気象等条件

近年の気象状況の変化に伴い、熱中症、落雷、豪雨及び暴風等の危険が高まっていることから、参加者の安全を最優先とし、活動の中止又は中断等の適切な措置を講ずるものとします。

(3) 適切な指導

ア 競技ルールへの指導

活動時における安全確保の観点から、基本的な競技ルールや設備・用具の取り扱いについて指導し競技者の安全意識を高める。

イ ウォーミングアップの指導

ウ 試技前のチェックとアドバイス

(ア) 競技者が使用するポール選択・助走距離などを確認し、安全な試技を促す

(イ) 技術レベルに応じた無理のない高さの設定を推奨

エ 競技中（「i-parkチャレンジ」を含む）の安全管理

(ア) 競技会において、指導スタッフは無理な挑戦や危険な試技を制止する権限を持つ

(イ) 失敗試技後は、状況を見て技術的アドバイスを提供し、再挑戦の安全性を確認

(4) 安全意識の向上と継続的な見直し

ア 運営スタッフ、指導スタッフ、競技者その他の関係者への安全教育

イ 競技前に、安全ルールの確認と注意事項の共有を徹底

ウ 定期的な安全管理の見直し

エ 競技会（「i-parkチャレンジ」を含む）ごとに振り返りを行い、事故防止のための改善策を検討

(5) 保険の加入

棒高教室においては、すべての運営スタッフ、指導スタッフ及び会員に対し、傷害保険等への加入を推奨します。

また、棒高教室の運営に協力する会員の保護者についても、必要に応じて保険に加入を求めることがあります。

なお、保険未加入の場合に生じた事故については、棒高教室はその責任を負わないものとします。

9 運営スタッフ及び指導スタッフの資格

(1) 日本スポーツ協会（J S P O）公認スポーツ指導者の資格所有者を配置

ア 日本スポーツ協会公認陸上競技コーチ1

イ 日本スポーツ協会公認陸上競技スタートコーチ

ウ 日本スポーツ協会公認アシスタントマネージャー

(2) 日本陸上競技連盟公認コーチ及び公認審判員の資格所有者を配置

- ア 日本陸上競技連盟公認B級コーチ
- イ 日本陸上競技連盟公認C級コーチ
- ウ 日本陸上競技連盟B級公認審判員

10 ハラスメント防止

(1) 基本方針

棒高教室においては、すべての運営スタッフ、指導スタッフ及び会員が安全で快適な環境で活動できるよう、いかなるハラスメントも許容しません。ハラスメント防止に努め、互いを尊重する健全なスポーツ文化を築きます。

(2) ハラスメントの定義

ハラスメントとは、相手の意に反し、不快感や精神的・身体的苦痛を与える言動を指します。以下のような行為を禁止します。

ア パワーハラスメント（権力を利用した嫌がらせ）

- (ア) 不適切な指導（過度な叱責、暴力的な指導）
- (イ) 無視や仲間外れにする行為
- (ウ) 過度な練習の強要

イ セクシュアルハラスメント（性的な嫌がらせ）

- (ア) 体に不必要に触れる行為
- (イ) 性的な発言や冗談
- (ウ) 性別に基づく差別的な扱い

ウ モラルハラスメント（精神的な嫌がらせ）

- (ア) 侮辱的な言動や暴言
- (イ) 過剰なプレッシャーを与える行為
- (ウ) SNSなどを利用した誹謗中傷

エ その他のハラスメント

- (ア) 年齢、性別、国籍、障がいなどによる差別的な言動
- (イ) 無理な飲食の強要
- (ウ) 個人情報の不適切な取り扱い

(3) ハラスメント防止の取り組み

ア 指導スタッフ及び競技者への教育

- (ア) 年1回以上、ハラスメント防止に関する研修や啓発活動を実施する
- (イ) 新規加入会員にはガイドラインを説明し、理解を促す

イ 相談窓口の設置

- (ア) ハラスメントの相談窓口を設置し、匿名での相談も受け付ける
- (イ) 相談内容はプライバシーを尊重し、慎重に対応する
- ウ 適切な対処
- (ア) ハラスメント（疑いを含む）が発生した場合、事実確認を行い、速やかに対処する
- (イ) 違反が認められた場合については、棒高教室におけるハラスメント防止基本方針に従い、指導や処分を検討する

(4) 違反者への対応

ハラスメント行為が確認された場合、以下の措置を講じる。

ア 口頭又は書面による注意・指導

イ 前記「5 会員の資格」の規定に準じ、棒高教室会員の資格を喪失する（重大な場合）

1 1 会費、会計処理及び会計監査

棒高教室は、会員や会員の保護者の理解を得ながら、継続的な活動及び運営に必要な範囲で、可能なかぎり低廉な会費を設定するものとします。棒高教室としての活動は、営利を主目的としないものとします。

会費、会計処理及び会計監査について必要な事項は、別に定めることとします。

1 2 競技会及び合宿参加への支援

会員が競技会及び合宿に参加する際に、必要な支援を行います。

(1) 競技会情報の収集・提供（全会員）

ア 千葉県近隣で開催される競技会情報を定期的に収集し、会員へ提供

イ 競技会要項を確認し、円滑な参加をサポート

ウ 競技会のエントリーをサポート（必要に応じて一括申し込み）

(2) 競技で使用する用具の搬送支援（原則として中学生及び高校生の会員を対象）

競技用ポールの貸し出しを調整し、搬送の支援をします

棒高跳用のポールは大型であり、競技会等の搬送には車両及び人員の確保が必要となります。運営スタッフ及び指導スタッフはボランティアにより活動しているため、すべての競技会において搬送支援を行うことを保証するものではありません。棒高教室は、可能な範囲で搬送支援を行うものとしますが、状況により会員及び会員の保護者の協力を求めることがあります。

また、競技用ポールはクラブの所有物であることから、搬送方法及び管理に

についてはクラブの判断により調整します。

なお、必要に応じて、旅費、燃料費、ポール輸送料（運送会社に委託する場合）、有料道路通行料及び駐車料金等を徴収する場合があります

（3）運営スタッフ及び指導スタッフの派遣について

次の事項を満たす場合は、運営スタッフ及び指導スタッフの派遣について調整を図ります。

なお、運営スタッフ及び指導スタッフを派遣する場合は、旅費、燃料費、有料道路通行料及び駐車料金等を徴収する場合があります。

ア 会員が「IPVA（日本陸上競技連盟に登録した加入団体）」として棒高跳に出場する場合

イ 中学生及び高校生の会員が出場する競技会

ウ 原則として千葉県内及び活動拠点から片道50km程度までの隣接都県で開催される競技会

（4）競技会当日のサポート

ア 準備、競技及び片付けに関する安全指導

イ 指導スタッフの帯同によるアドバイス

ウ 試技記録の管理と振り返りミーティングの実施

エ 他チーム・選手との交流機会の提供

1.3 競技用ポールの管理及び貸し出し

競技用ポールの安全確保及び破損防止のため、使用前後の点検と適切な貸し出し手続きを徹底します。

競技用ポールの管理及び貸し出しについては、安全管理及び破損防止の観点からポール管理者の指示に従うものとします。

（1）ポールの管理

ア 棒高教室内にポール管理者を置く

ポール管理者は、棒高教室の運営スタッフとする

イ ポール管理者はポールの状態を定期的に点検する

ウ ポールは適切な場所（倉庫・専用ラックなど）に保管し、直射日光、高温や多湿を避ける

エ 取り扱い時には、適切な持ち方・運搬方法を徹底する

（2）ポールの貸し出し

ア 貸し出し目的の優先順位は次のとおりとし、貸し出しが重なる場合は、ポール管理者が調整します。

- (ア) 競技会（公式戦・記録会など）
- (イ) 合宿（クラブ主催または外部合宿での使用）
- (ウ) 練習（日常的なクラブ練習）
- (エ) その他

イ 貸し出しを希望する場合は、次の事項を明記し事前にポール管理者に申請すること。

- (ア) 目的（競技会又は合宿名等）
- (イ) 期間
- (ウ) ポールのサイズ・本数

ウ 貸し出しを受けた会員は、次の事項を遵守する。

- (ア) 貸し出しを受けた会員以外の者への又貸しの禁止
- (イ) 競技会等でポールを使用した後は、速やかに返却しなければならない
- (ウ) 返却する際は、ポールの状態を確認し、破損及び異状がないか報告する

【参考】

日本陸上競技連盟競技規則

棒高跳用ポール

28.11 競技者は自分のポールを使用してよい。私物のポールはその所有者の同意がない限り、他の競技者は使用することはできない。

(3) ポールの破損及び紛失時の対応

ア 破損時

- (ア) 破損の程度を確認し、使用可能か判断する
- (イ) 軽微な損傷の場合は、ポール管理者の指示に従い修理又は補修する
- (ウ) 使用不能な場合は、棒高教室の方針に基づき修理又は買い替えの対応を協議する

イ 紛失時

- (ア) 貸し出しを受けた会員（会員の保護者を含む。）は、最後に使用した場所・状況を報告する
- (イ) 必要に応じて関係者へ情報提供を依頼し、捜索を行う
- (ウ) 故意又は過失による紛失の場合、貸し出しを受けた会員（会員の保護者を含む。）に弁済を求めることがある

1.4 個人情報・肖像権

(1) 個人情報

ア 棒高教室の運営スタッフ及び指導スタッフは、個人情報に関する法令を遵守します。

イ 取得した個人情報は、適正に管理するとともに、棒高教室の運営及び連絡等のみに利用します。

(2) 肖像権

ア 写真や動画等の撮影は、競技者の人権保護の観点から、会員及び会員の保護者並びに関係者の承諾がない場合は禁止します。

イ 取得した活動中の写真や動画等は、棒高教室における指導及び認められたホームページへの公開等に利用します。

本ガイドライン及び別に定める「印西なかよし棒高教室実施要項」に基づき、安全で継続的な棒高跳のクラブ運営を行うものとします。



i - p a r k チ ャ レ ン ジ 要 項

- 1 主 催 印旛ポールヴォウルトアカデミー 印西なかよし棒高教室
- 2 期 日 不定（原則、各月に1回） ホームページ又はSNSで通知
- 3 競技開始 (1) 午前10時00分（3月～11月）
(2) 午前11時00分（12月～2月）
※変更となる場合がある。
- 4 場 所 印西市立船穂中学校 多目的運動場（i-park：アイパーク）
※変更となる場合がある。
- 5 参加資格 印西なかよし棒高教室会員又は主催者の推選を得た競技者
- 6 参加費 無料
- 7 種 目 男子・女子 棒高跳（高校・一般、中学生、小学生）
- 8 競技規則 日本陸上競技連盟競技規則に準ずる。
競技者の教育的配慮及び競技会を円滑に運営するために、次の特別ルールを設けることがある。

(1) 時短チャレンジ

競技前に告知した高さのうち、競技者は審判長が指定した数（原則は4とする。）の告知した高さを選択して試技を行う。ただし、3回続けて失敗した場合は、次の試技を続けることはできない。

(2) 試技時間

設けない。ただし、試技のやり直しは2回までとする。

(3) 試技

2回続けて失敗した場合は、その高さがどの高さであろうと次の試技を続けることはできない（「ワイルドカード」の適用時を除く。）。

(4) ワイルドカード

2回続けて失敗した場合は、審判長に「ワイルドカード」の申告により、さらに1回の試技を行うことができる。「ワイルドカード」が適用され成功試技となり、以後の高さの試技において2回続けて失敗した場合は、次の高さの試技を行うことはできない。

- 9 そ の 他 (1) アスリートビブスについては、小中体連、高体連、学連又は都道府県陸協の登録番号とするが、未登録者については主催者が指定する。
(2) 事故が起きた場合は、加入している各自の保険を適用する。
(3) 本競技会に主催者の推選を得たい競技者は、開催期日の一週間前までにe-mailで申請すること。

印旛ポールヴォウルトアカデミー
ipva2009@gmail.com